

別表(第11条関係)

	(あ) 建築物の区分	(い) 図書	(う) 明示すべき事項
1	条例第3条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置
		配置図	敷地の道路に接する部分及びその長さ
		各階平面図	長屋の戸数、各戸の形状及び主要な出入口の位置
	条例第3条第1号の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置
			耐力壁及び非耐力壁の位置
	条例第3条第2号の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ
防火区画の位置及び面積			
条例第3条第2号に規定する建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	条例第3条第2号に規定する建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項		
2	条例第4条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置
		配置図	敷地と敷地の接する隣地との高低差
			がけの配置及び形状
			がけの端部（建築物の敷地ががけの上端に続く地盤面においてはがけの下端、建築物の敷地ががけの下端に続く地盤面においてはがけの上端をいう。以下同じ。）からの水平距離（がけの端部の水平投影線からの水平距離をいう。以下同じ。）ががけの高さの2倍以内である敷地の範囲及びがけの端部から建築物までの水平距離
			排水溝等がけへの流水又は浸水を防止するための適当な措置（位置、種別及び構造）
			擁壁の設置その他安全上適当な措置（位置、種別、形状、延長、確認済証交付番号及び年月日並びに検査済証交付番号及び年月日）
			がけの傾斜角が最大となる断面の切断位置
		各階平面図	建築物の形状及び構造
		がけの土質等構造説明書	がけの端部からの水平距離ががけの高さの2倍以内である敷地の範囲
		2面以上の断面図	がけの形状、高さ及び傾斜角
建築物の位置並びに基礎の外形状及び根入れ深さ			
条例第4条第1項ただし書の規定が適用される建築物	がけの端部からの水平距離ががけの高さの2倍以内である敷地の範囲及びがけの端部から建築物までの水平距離	条例第4条第1項ただし書に規定する建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
3	条例第6条（条例第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定が適用される建築物	配置図	敷地の道路に接する部分及びその長さ
		各階平面図	屋外への避難の用に供する開口部の位置
			屋外への避難の用に供する開口部の位置及び開閉方式等の構造
当該用途に供する部分の床面積の合計			
4	条例第7条（条例第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定が適用される建築物	配置図	屋外への避難の用に供する開口部と、道又は公園、広場その他の空地との位置関係
			屋外への避難の用に供する開口部から道又は公園、広場その他の空地までの敷地内における通路の有効幅員及び高低差
	条例第7条ただし書の規定が適用される建築物	条例第7条ただし書に規定する建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	

5	条例第8条（条例第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置
		配置図	敷地の道路に接する部分及びその長さ
		各階平面図	当該用途に供する部分の床面積の合計
		条例第8条ただし書の規定が適用される建築物	条例第8条ただし書の規定による認定の内容に適合することの確認に必要な図書
6	条例第9条の規定が適用される建築物	各階平面図	各教室等の部分ごとの床面積
			各教室等の出入口の位置及び有効幅員
			各教室等の出入口とこれらに面する廊下、広間又は屋外との位置関係
7	条例第11条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置
		配置図	敷地の道路に接する部分及びその長さ
			主要な出入口の位置及び道路との位置関係
			主要な出入口が道路に面しない場合、道路までの敷地内における通路の有効幅員及び高低差
		各階平面図	当該用途に供する部分の床面積の合計
		条例第11条第1項ただし書の規定が適用される建築物	条例第11条第1項ただし書に規定する内容に適合することの確認に必要な図書
条例第11条ただし書に規定する建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項			
8	条例第13条の規定が適用される建築物	付近見取図	道路又は条例第13条第2項に規定する空地 敷地の位置
		配置図	敷地の外周の長さ及びその合計
			敷地と敷地の接する道路又は敷地の接する空地との高低差
			敷地の接する道路の位置、幅員及び種類又は空地の位置、規模及び種類
			敷地の道路又は空地に接する部分及びその長さ
		条例第13条第2項の規定により同条第1項の表に掲げる道路の幅員に相当する幅の空地を設けた場合にあつては、当該空地の道路に相当する幅員	
		各階平面図	客席の位置及び構造
条例第12条の2の規定に基づき算定した客席の部分の定員の合計及びその算定根拠			
条例第13条第1項ただし書の規定が適用される建築物	条例第13条第1項ただし書の規定による認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
9	条例第14条の規定が適用される建築物	配置図	敷地と敷地の接する道路又は敷地の接する条例第13条第2項に規定する空地との高低差
			敷地の接する道路の位置、幅員及び種類又は空地の位置、規模及び種類
			敷地の道路又は空地に接する部分及びその長さ
			主要な出入口の位置
			前面空地の規模、面積及び高低差
			前面空地とその他の敷地の部分との境界線
		各階平面図	主要な出入口の位置及び開閉方法等の構造
			前面空地の範囲
			客席の位置及び構造
			条例第12条の2の規定に基づき算定した客席の部分の定員の合計及びその算定根拠

	条例第14条第4項の規定が適用される建築物	配置図	前面空地とその他の敷地の部分の境界線及び前面空地の上空のうち地盤面からの高さが3メートル以上の部分に設けた建築物の部分の外形線		
			各階平面図	前面空地の上空のうち地盤面からの高さが3メートル以上の部分に設けた建築物の部分の位置、形状及び構造	
				2面以上の断面図	地盤面の位置及び高さ
					前面空地の位置、規模及び建築物の位置関係
					前面空地の上空における地盤面から3メートルの高さの境界線
		地盤面算定表	前面空地の上空のうち地盤面からの高さが3メートル以上の部分に設けた建築物の部分の位置、形状及び構造		
			建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ		
		令第115条の2の2の規定が適用される建築物	配置図	敷地内における通路の位置及び幅員	
				各階平面図	開口部及び防火設備の位置
					耐力壁及び非耐力壁の位置
耐火構造等の構造詳細図	令第115条の2の2第1項第1号に規定する部分及び防火設備の断面の構造、材料の種類及び寸法				
10	条例第15条の規定が適用される建築物	配置図	敷地と敷地の接する道（都市計画区域内においては、道路）又は公園、広場その他これらに類する安全な空地（以下この項において「空地」という。）との高低差		
各階平面図	敷地の接する道（都市計画区域内においては、道路）の位置、幅員及び種類又は空地の位置、規模及び種類				
			敷地の道（都市計画区域内においては、道路）又は空地に接する部分及びその長さ	興行場等の用途に供する建築物及び興行場等の用途に供する部分の出入口のうち屋外に直接面する出入口並びに屋外階段の位置及び有効幅員	
興行場等の用途に供する建築物及び興行場等の用途に供する部分の出入口並びに屋外階段が通ずる屋外の通路の位置、幅員、高低差及び道（都市計画区域内においては、道路）又は空地との位置関係					
		興行場等の用途に供する部分とその他の用途に供する部分との別	興行場等の用途に供する建築物及び興行場等の用途に供する部分の出入口の位置及び開閉方式等の構造		
			興行場等の用途に供する建築物及び興行場等の用途に供する部分の出入口の有効幅員及び条例第15条第1項第2号の規定により幅員を算出するための計算式		
		屋外階段の位置、構造及び有効幅員			
11	条例第16条の規定が適用される建築物	配置図	客用の直通階段の位置		
		各階平面図	客用の直通階段の位置及び構造		
			客用の直通階段の有効幅員及び避難時の通過想定人数を乗じて得る寸法を算出するための計算式		
			客用の直通階段の出入口の有効幅員及び建具の開閉方式等の構造		
12	条例第17条の規定が適用される建築物	各階平面図	客用の廊下の位置、形状		
			客用の廊下の有効幅員（0.6センチメートルに避難時の通過想定人数を乗じて得た数値が1.2メートルを超える場合は、その寸法を算出するための計算式）		
			客席の部分の出入口の位置及び当該出入口から行き止まりとなる部分までの廊下の長さ		
		客用の廊下の高低差、傾斜路の勾配及び階段状部分の寸法			
	条例第17条第2号ただし書の規定が適用される建築物	条例第17条第2号ただし書に規定する内容に適合することの確認に必要な図書	条例第17条第2号ただし書に規定する建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項		

	条例第17条第3号ただし書の規定が適用される建築物	条例第17条第3号ただし書に規定する内容に適合することの確認に必要な図書	条例第17条第3号ただし書に規定する避難上有効なバルコニーその他これに類するもの及び建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
13	条例第18条の規定が適用される建築物	各階平面図	客席の部分の出入口の位置及び開閉方式等の構造 条例第12条の2の規定に基づき算定した客席の部分ごとの定員及びその算定根拠 客席の部分の出入口の有効幅員（0.8センチメートルに避難時の通過想定人数を乗じて得た数値が1メートルを超える場合は、その寸法を算出するための計算式）
14	条例第19条の規定が適用される建築物	各階平面図	興行場等の客席の部分とその他の部分の別 条例第19条に規定する区画の位置
		令第115条の2の2の規定が適用される建築物 配置図	敷地内における通路の位置及び幅員
		各階平面図	開口部及び防火設備の位置
		耐火構造等の構造詳細図	耐力壁及び非耐力壁の位置
		令第112条第14項の規定が適用される建築物 各階平面図	令第115条の2の2第1項第1号に規定する部分及び防火設備の断面の構造、材料の種類及び寸法
		2面以上の断面図	防火設備の位置及び種別
		設備図	昭和48年建設省告示第2563号又は昭和48年建設省告示第2564号に規定する防火設備等の構造 煙感知器、熱感知器又は熱煙複合式感知器の位置
15	条例第20条の規定が適用される建築物	各階平面図	客席の配置及び種別 立見席の前面、主階以外の階にある客席の前面及び高さが50センチメートルを超える段床に設ける客席の前面に設ける手すりの位置、高さ及び構造
		断面図	客席及び客席の通路の縦断構造及び各部の寸法 立見席の前面、主階以外の階にある客席の前面及び高さが50センチメートルを超える段床に設ける客席の前面に設ける手すりの位置、高さ及び構造
		詳細図	客席のいすの構造及び前後間隔
16	条例第20条の2の規定が適用される建築物	各階平面図	客席の配置及び席数
			客席の通路の配置及び客席の部分の出入口の位置
			客席の通路の高低差、傾斜路の勾配及び階段状部分の寸法
		断面図	客席の部分の縦通路の高低差が3メートルを超える場合にあっては、その高低差3メートル以内ごとに設置する横通路又は廊下若しくは階段に連絡するずい道の配置及び構造
		令第20条の2第1項の規定が適用される建築物 各階平面図	客席及び客席の通路の縦断構造、各部の寸法及び勾配
			客席のいすの前後間隔が35センチメートルを超える場合、縦通路の配置を定めるために必要な計算式
		詳細図	縦通路の有効幅員（当該通路の両側に客席がある場合にあっては、0.6センチメートルに避難時の通過想定人数を乗じて得た数値が80センチメートルを超える場合はその寸法を算出するための計算式、当該通路の片側に客席がある場合にあっては、0.6センチメートルに避難時の通過想定人数を乗じて得た数値が60センチメートルを超える場合はその寸法を算出するための計算式）
	条例第20条の2第1項第3号の規定が適用される建築物 各階平面図	各階平面図	客席のいすの構造及び前後間隔 横通路の有効幅員（0.6センチメートルに避難時の通過想定人数を乗じて得た数値が1メートルを超える場合は、その必要寸法を算出するための計算式）

		条例第20条の2第1項第4号ただし書の規定が適用される建築物	条例第20条の2第1項第4号ただし書に規定する内容に適合することの確認に必要な図書	条例第20条の2第1項第4号ただし書に規定する建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
		条例第20条の2第1項第5号ただし書の規定が適用される建築物	条例第20条の2第1項第5号ただし書に規定する内容に適合することの確認に必要な図書	条例第20条の2第1項第5号ただし書に規定する建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
		条例第20条の2第1項第6号の規定が適用される建築物	条例第20条の2第1項第6号に規定する内容に適合することの確認に必要な図書	条例第20条の2第1項第6号に規定する出入口の数を算出するための計算式	
17	条例第22条の規定が適用される建築物		各階平面図	興行場等の用途に供する部分の主階である旨の表示	
				開口部及び防火設備の位置	
				耐力壁及び非耐力壁の位置	
				外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ	
				条例第22条第2号に規定する区画の位置	
				客用に供する直通階段の位置及び避難階段又は特別避難階段の別	
				客席の部分に直接通ずる階段の位置及び特別避難階段又は屋外に設ける避難階段の別	
			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	
			令第5章第2節の規定が適用される建築物	各階平面図	階段の配置及び構造
					階段室、バルコニー及び付室の開口部、窓及び出入口の構造及び面積
避難階段及び特別避難階段に通ずる出入口の幅					
令第5章第2節の規定が適用される建築物	2面以上の断面図	直通階段の構造			
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法		
		室内仕上げ表	令第123条第1項第2号及び第3項第3号に規定する部分の仕上げ及び下地の材料の種別及び厚さ		
条例第22条第6号の規定が適用される建築物	各階平面図	避難の用に供することができる屋上広場の位置並びにこれに通ずる2以上の避難階段又は特別避難階段の位置及び種別			
		屋上広場に設置する手すり壁、柵又は金網の位置及び高さ			
		条例第22条第6号ただし書の規定が適用される建築物	各階平面図	興行場等の用途に供する部分の主階から避難階に通ずるすべての階段の位置及び避難階段又は特別避難階段の別	
18	条例第23条の規定が適用される建築物	条例第23条第1項の規定が適用される建築物	条例第23条第1項の規定による認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
		条例第23条第2項の規定が適用される建築物	条例第23条第2項の規定による確認又は認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該確認又は認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	

		主要構造部について法第2条第7号の2の規定が適用される建築物	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置	
			耐火構造等の構造詳細図	外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ	
			各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置	
			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法	
		令第129条の2第1項の規定が適用される建築物		各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置
					耐火構造等の構造詳細図
				室内仕上げ表	令第129条に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ
				階避難安全検証法により検証した際の平面図	防火区画の位置及び面積
					居室の出口の幅
				階避難安全検証法により検証した際の計算書	各階の天井の高さ
					各室の用途
					在館者密度
					各室の用途に応じた発熱量
					令第129条の2第3項第1号に規定する居室避難時間及びその算出方法
令第129条の2第3項第2号に規定する居室煙降下時間及びその算出方法					
令第129条の2第3項第4号に規定する階避難時間及びその算出方法					
令第129条の2第3項第5号に規定する階煙降下時間及びその算出方法					
条例第23条第3項の規定が適用される建築物	条例第23条第3項の規定による確認又は認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該確認又は認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項			
		令第129条の2の2第1項の規定が適用される建築物	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置	
			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法	
			室内仕上げ表	令第129条に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ	
			全館避難安全検証法により検証した際の平面図	防火区画の位置及び面積	
				居室の出口の幅	
			全館避難安全検証法により検証した際の計算書	各階の天井の高さ	
				各室の用途	
				在館者密度	
				各室の用途に応じた発熱量	
				令第129条の2第3項第1号に規定する居室避難時間及びその算出方法	
				令第129条の2第3項第2号に規定する居室煙降下時間及びその算出方法	
			令第129条の2第3項第4号に規定する階避難時間及びその算出方法		
			令第129条の2第3項第5号に規定する階煙降下時間及びその算出方法		
			令第129条の2の2第3項第2号に規定する全館避難時間及びその算出方法		
令第129条の2の2第3項第3号に規定する全館煙降下時間及びその算出方法					

19	条例第26条の規定が適用される建築物	付近見取図	道路
			敷地の位置
			敷地の外周の長さ及びその合計
			敷地と敷地の接する道路との高低差
			敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
20	条例第27条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置
			敷地の道路に接する部分及びその長さ
			物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物の外側の客用の出入口の位置及び有効幅員
			物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物の外側の客用の出入口が面する空地の位置、道路からの後退寸法、有効寸法、高低差及び空地と道路との位置関係
			物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物の外側の客用の出入口の位置及び開閉方法等の構造
21	条例第28条の規定が適用される建築物	付近見取図	道路
			敷地の位置
			敷地と敷地の接する道路との高低差
			敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
			敷地の道路に接する部分及びその長さ
	条例第26条ただし書の規定が適用される建築物	条例第26条ただし書の規定による認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該用途に供する部分の床面積の合計
	条例第28条ただし書の規定が適用される建築物	条例第28条ただし書の規定による認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項